

平成26年9月3日

平成26年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成26年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成26年9月3日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	(欠席)	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 1 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	水道事業理事	鶴久森 敦
副 町 長	中 口 守 可	総務部理事兼財 政改革部理事兼	岸 野 行 男
教 育 長	笠 間 光 弘	まちづくり戦略室理事	
まちづくり戦略室兼 町長公室長	保 井 太 郎	しあわせ創造部理事	串 山 京 子
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	木 下 研 一
財政改革部長	四至本 直 秀	都市整備部理事	家 永 淳
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事	早 野 清 隆
都市整備部長	末 原 光 喜	会計管理者	廣 田 節 子
		財政課長	相 馬 進 佑

教育次長 中田 道徳

危機管理監 岸本 保裕

企画政策監 西 啓介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 谷下 泰久

議会議務局主幹 増田 明

---

#### 議事日程

- 日程1 議案第44号 専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第2次））
- 日程2 議案第45号 平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）
- 日程3 議案第46号 平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程4 議案第47号 平成26年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件
- 日程5 議案第48号 平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程6 議案第49号 岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程7 議案第50号 岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程8 議案第51号 岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件
- 日程9 議案第52号 道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件
- 日程10 平成25年度成果報告・決算に関する説明
- 日程11 議案第53号 平成25年度岬町一般会計決算認定の件
- 日程12 議案第54号 平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件
- 日程13 議案第55号 平成25年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 日程14 議案第56号 平成25年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

- 日程15 議案第57号 平成25年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
- 日程16 議案第58号 平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 日程17 議案第59号 平成25年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件
- 日程18 議案第60号 平成25年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
- 日程19 議案第61号 平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
- 日程20 議案第62号 平成25年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
- 日程21 議案第63号 平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
- 日程22 議案第64号 平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件
- 日程23 報告第5号 平成25年度岬町健全化判断比率報告の件
- 日程24 報告第6号 平成25年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
- 日程25 報告第7号 平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
- 日程26 報告第8号 平成25年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件

(午前10時00分 開会)

○奥野学議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成26年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。本日の出席議員は12名です。欠席議員は1名です。欠員1名です。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。日程1、議案第44号専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第2次））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案44号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第2次））につきまして説明いたします。

まず、専決処分の理由といたしましては、中学校調理室内のガス給湯器に係る地下埋設管の亀裂により漏水が発生したことに対する改修工事及び確定申告に伴う個人や法人に対する還付金の経費につきまして補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年7月10日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

議案書1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,858万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。なお、詳細につきましては、4ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

繰入金としまして、本補正予算に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金447万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要について、ご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、町税過誤納償還金363万5,000円を計上しております。主な内容といたしましては、配当所得は源泉徴収が行われますが、そのうち住民税分を確定申告された

方で住民税所得割に充当しきれなかった58名の配当割額控除に係る還付に加えまして法人町民税2社分などの還付に伴うもので、これらの還付を行うに当たり、早急に対応する必要が生じたものでございます。

また、教育費につきましては、給食センター改修工事84万3,000円を計上しております。内容といたしましては、岬中学校調理室内のガス給湯器に係る地下埋設管が亀裂により漏水したことから、給湯管を露出配管に改修を行ったものでございます。漏水を放置した状態では、熱湯により調理業務に支障を来すことから、早急に対応する必要が生じたものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 中学校の給食センターの改修工事についてお尋ねをいたします。

時期がいつごろであったのか、給食の調理は休暇以外については毎日ということになりますから、そのあたり業務に支障はなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○奥野 学議長 教育次長、中田道徳君。

○中田教育次長 給食センターにつきましては、ちょうど終業式前でございます。今回、調理には支障は出ておりません。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号、専決処分の承認を求める件（平成26年度岬町一般会計補正予算（第2次））を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野学議長 起立満場一致であります。よって議案第44号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程2、議案第45号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程2、議案第45号、平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件について、概要をご説明いたします。

内閣府が8月13日、速報値として公表した平成26年度4月期から6月期の国内総生産（GDP）の物価変動を除いた実質値は年率換算で6.8%のマイナス成長となっております。これは、東日本大震災の影響でマイナス6.9%だった平成23年1月期から3月期以来の大幅な落ち込みとなりました。消費税増税の反動減により減速は一時的との見方はあるものの、GDPの6割を占める個人消費の落ち込みが大きく、地方の回復力の弱さが消費全体の足かせとなっております。

政府は、平成27年10月に消費税率を10%まで引き上げるかどうかを7月期から9月期のGDPやその他の景気動向を踏まえ総合的に判断し、年末の国の予算編成までに最終判断を行うとされております。これらの影響につきましては、地域経済へも大きなインパクトを与えることから、今後の動きについては、十分に注視していく必要があると考えております。

さて、岬町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,367万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,225万3,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。まず、歳入予算の概要について、ご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして、深日地区の蛸池農業水路の改良に伴い農業施設改良事業分担金64万9,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、多奈川平野北地区内の浄化槽の使用料18万円を計上しております。国庫支出金につきましては、1,521万円を計上しております。

主な内容といたしましては、いずれも前年度の精算に伴い障害者自立支援給付費負担金118

万2,000円、障害者医療費負担金111万5,000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、国民一人ひとり番号を付与し、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるというこの確認を行うことで、社会保障・税制度の効率性、透明性を高めるための、いわゆるマイナンバー制度における個人番号の通知を平成27年10月に予定していることから、それに伴う必要なシステム改修等に充当するための補助金1,191万2,000円を計上いたしております。

府補助金につきましては、657万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、前年度の精算に伴う障害者医療費負担金64万8,000円のほか、農地法の改正により農地基本台帳の電子化を行うためのシステム作成事業補助金448万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、2,705万4,000円を計上しております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金2,508万4,000円のほか、海釣り公園とつとパーク小島の整備工事に充当するための海釣り公園管理基金繰入金130万円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、淡輪小学校防球ネット改修工事に充当するための小学校整備事業債400万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要について説明いたします。4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、2,823万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いわゆるマイナンバー制度の導入に向けた必要な準備経費といたしまして住民情報システム改修委託料2,324万1,000円、中間サーバー負担金98万1,000円、合計で2,422万2,000円を計上するものでございます。

また、個人住民税、法人町民税の還付や固定資産税の賦課更正に伴う町税過誤納償還金282万2,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、229万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、門前・兵庫老人憩の家の畳表替え14万1,000円、障害のある児童を対象にした放課後デイサービスや児童発達支援などのサービス提供に伴う障害児通所支援給付費200万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、本年10月から水ぼうそう及び高齢者の肺炎球菌感染症の二つの疾病



が新たに定期予防接種の対象となったことに伴い、予診表や個別通知などの事務費といたしまして印刷製本費14万2,000円、通信運搬費11万4,000円、合わせて25万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農地法の改正に伴い農地基本台帳の電子化を行うための農地基本台帳システム作成業務委託料534万8,000円、深日地区蛸池農業用水路改修工事129万9,000円、合計で664万7,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、海釣り公園ととパーク小島の道の駅に係る日常清掃や警備などの管理委託料28万4,000円、海釣り公園整備工事130万円、合計で158万4,000円を計上しております。

土木費につきましては、751万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、平成29年度の完成を目指し、現在、(仮称)海岸連絡線整備事業に着手しているところですが、用地取得事務に携わる任期付職員の給料などの人件費618万8,000円、町営淡輪住宅1軒分の明け渡しに伴う公営住宅除却工事130万円を計上するものでございます。

5ページをご参照願います。

教育費につきましては、714万円を計上しております。主な内容といたしましては、淡輪小学校防球ネット改修工事540万円、共同調理場の施設の老朽化に伴う修繕料120万6,000円をそれぞれ計上するものでございます。

続いて、6ページをご参照願います。第2表、地方債補正をご覧ください。

小学校整備事業につきましては、地方債の限度額を170万円から570万円へ変更を行うものでございます。なお、記載の方法、利率、償還の方法についてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程3、議案第46号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程3、議案第46号、平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、前年度医療費等の確定による国及び府負担金の精算に伴う返還金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ982万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,108万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページを併せてご参照願います。

歳入といたしましては、繰越金といたしまして前年度繰越金982万円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましても4ページを併せてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金として982万円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の医療費及び特定健康診査等の費用の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程4、議案第47号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、議案第47号、平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、前年度の介護給付費の確定に伴う国、府及び支払基金への負担金等の精算返還及び前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,811万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,329万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては4ページに記載をいたしておりますので併せてご参照願います。

歳入につきましては、繰越金といたしまして前年度繰越金2,811万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書は同じく2ページを、詳細につきましても4ページをご参照いただきたいと思います。

まず、諸支出金、償還金及び還付加算金として969万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金といたしまして1,841万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程5、議案第48号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1

次)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程5、議案第48号、平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件について説明いたします。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,559万5,000円とするものでございます。

歳入予算につきまして説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。詳細につきましては4ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

多奈川地区財産区基金繰入金といたしまして67万円を計上いたしております。

次に歳出予算につきまして説明いたします。同様に2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しております。

小島集会所会議室エアコンの取りかえ費用相当額を一般会計への繰出金といたしまして67万円を計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程6、議案第49号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程6、議案第49号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める必要が生じたので本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。議案書裏面をごらんください。

なお、本条例案につきましては第1章から第3章までと条項が多岐にわたりますので、説明につきましては本議案書と併せて送付いたしております岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の概要により説明をさせていただきます。

まずはじめに、来年度からスタートいたします子ども・子育て支援新制度につきましてご説明をさせていただきますと思います。

新制度は平成24年8月に成立をいたしました子ども・子育て関連三法の成立により質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量の拡大及び地域における子ども・子育て支援の充実を図るため創設されました。

新制度では、子どものための教育・保育に係る給付制度が創設をされ、給付の対象となるためには町の確認を受ける必要がございます。

この確認を受けて給付対象となった施設、事業が特定教育保育施設及び特定地域型保育事業となり、(1)の表に記載のとおり特定教育・保育施設は認定こども園、幼稚園、保育所、利用する子どもが19人以下の小規模な保育であります特定地域型保育事業は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となります。

また、新制度では施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分が設けられ、(2)の表に記載をいたしております三つの区分によって特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対して給付が行われます。

1号認定の要件は、3歳から就学前までの保育の必要がない子どもで、認定こども園、幼稚園

が対象施設となります。

2号認定の要件は、3歳から就学前までの保育を必要とする子どもで、認定こども園、保育所が対象施設となります。

また、3号認定の要件は、0歳から2歳までの保育を必要とする子どもで、認定こども園、保育所が対象施設。また、家庭的保育事業、小規模保育事業等が対象事業となります。

以上が新制度の主な概要でございます。

次に、本条例でございますが、本条例制定の背景及び考え方といたしましては、この新制度では国の基準を踏まえて特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について市町村の条例で定めることとされたことによるもので、また、条例制定については地域の実情が国と異なる基準を定めるほどの特別な理由が認められないと考えていることから、原則として国の基準に準じた基準といたしております。

ただし、岬町暴力団等の排除に関する条例の基本理念を踏まえ、暴力団排除の規定を町独自の基準として定めております。

裏面をごらんください。

条例案の趣旨、目的といたしましては、本条例は子育て支援法に基づき本町の基準を定めるもので、その基準は良質、かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指すものでございます。

最後に、条例で定める項目といたしましては、本条例は3章立てになっており、第1章、総則では趣旨、用語の定義及び一般原則を定めています。

次に、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する事項では、第1節においては利用定員を。第2節では内容、説明及び同意、提供拒否の禁止、受給者資格等の確認など運営に関する基準を。また、第3節では特例施設型給付に関する基準を定めています。

次に、第3章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準では、第1節においては利用定員を。第2節では内容、説明及び同意、提供の禁止、受給資格等の確認など運営に関する基準を。第3節では特例地域型保育給付に関する基準を定めています。

次に、附則といたしまして、施行期日につきましては子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものでございます。

また、特定保育所に係る特例及び経過措置として施設型給付等、利用定員、連携施設に関する経過措置を定めています。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程7、議案第50号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程7、議案第50号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては児童福祉法の規定に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じたので、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面をごらんください。なお、本条例案につきましても第1章から第5章までと条項が多岐にわたりますので、説明につきましては本議案書と併せて送付いたしております岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず1、子ども・子育て支援新制度における施設給付につきましては、先ほどの議案でのご説



明と重複いたしますので省略をさせていただき、(2)の家庭的保育事業等について説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等は原則として3歳児未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした保育事業で、定員数や実施場所等によって四つの類型に分類されます。

まず、家庭的保育事業は、定員5人以下の少人数で家庭的な雰囲気のもとで家庭的保育者の居宅などできめ細やかな保育を実施する事業でございます。

次に、小規模保育事業は、定員6人から19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業で、定員数や保育の担当などの基準によりAからCの三つの類型に区分をされます。

次の居宅訪問型保育事業は、子どもの居宅において原則1対1を基本とする保育を実施する事業でございます。

次の事業所内保育事業は、企業等が主として従業員の仕事と子育ての両立を支援するために実施をする保育で、保育型事業所内保育事業と小規模型事業所保育事業に区分をされます。

裏面をごらんください。

本条例でございますが、本条例制定の背景及び考え方といたしましては、さきの条例案と同様、新制度において設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとなったことから、原則として国の基準に準じた基準として定めるとともに、暴力団排除の規定を町独自の基準として定めております。

条例案の趣旨、目的といたしましては、本条例は児童福祉法に基づき、本町の基準を定めるもので、その基準は、乳幼児が明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを目指すものでございます。

最後に、条例で定める項目といたしましては、本条例は5章立てになっており、第1章、総則では趣旨、基本理念、一般原則等を定めております。

次に、第2章は家庭的保育事業の設備の基準、職員、保育時間等の基準を定めております。

第3章につきましては小規模保育事業について、第1節、通則では小規模保育事業の区分を、また、第2節では小規模保育事業A型における設備の基準や職員等について、第3節では、同じくB型における職員等について、第4節ではC型における設備の基準、職員、利用定員等の基準について定めております。

次に、第4章では居宅訪問型保育事業における保育の内容、設備及び備品、職員等の基準を。

第5章では、事業所内保育事業の利用定員や設備の基準、職員等の基準について定めておりま

す。

次に、附則では、施行期日につきましては子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日から施行するものでございます。

また、経過措置として食事の提供、連携施設、利用定員及び小規模保育事業B型等に関する経過措置を定めています。

以上が、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程8、議案第51号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部部長 日程8、議案第51号、岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に

関する基準を定める条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じたので本条例を制定するものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明いたします。

議案書裏面をごらんください。

なお、本条例案につきましては条項が多岐にわたっておりますので、説明につきましては、本議案書と併せて送付いたしております岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要により説明をさせていただきます。

まずはじめに、子ども・子育て支援新制度の概要につきましてはさきの議案等におきましてご説明をさせていただいておりますので、割愛をさせていただきます。新制度では給付とともに地域の実情に応じた子ども・子育て支援である地域の子ども・子育て支援事業が創設されます。

そして、幼児期の学校教育・保育と地域の子ども・子育て支援を総合的に推進をするということになっております。

新制度におきます地域子ども・子育て支援事業は、表に整理をいたしておりますように、利用者支援事業、地域子育て支援拠点施設、妊婦健康診査など13事業となっております。

また、これらの事業につきましては、現在策定を進めております岬町子ども・子育て支援事業計画において、必要量の見込みや実施時期等を明記していく必要がございます。

なお、右側につきましては、参考として先ほどの給付について記載をいたしております。

次に、本条例の制定の背景及び考え方といたしましては、さきの2条例案と同様、新制度において設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることとなったことから、原則として国の基準に準じた基準として定めるとともに、暴力団排除の規定を町独自の基準として定めております。

裏面をごらんください。

条例案の趣旨、目的といたしましては、本条例は児童福祉法に基づき本町の基準を定めるもので、その基準は、利用者が明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを目指すものでございます。

最後に、条例で定める項目といたしましては、第1条から第9条までは趣旨、定義、一般原則、職員の一般的要件などの総論関係について定めており、第10条では設備の基準を、第11条では職員の基準について定めております。また、第12条から第22条までは差別的な取り扱いや虐待の禁止、運営規定、開所時間及び日数など運営に関する事項を定めております。

次に、附則では、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものとなっております。

また、経過措置といたしまして、職員に関する経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程9、議案第52号、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程9、議案第52号、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件についてご説明いたします。

提案理由につきましては、道の駅みさきの整備に伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の概要説明をさせていただきます。

まず、第1条では設置について、道路利用者の良好な休憩の場の提供及び地域情報の発信により町民と来訪者との交流を促進するとともに、農林水産物等の地場特産物の販売による地域産業の振興に寄与することを目的として、国と一体型で道の駅を設置するものでございます。

第2条では、名称及び位置について。名称は道の駅みさき、位置は大阪府泉南郡岬町淡輪5654番地の3とするものでございます。

第3条では、事業について。第1条の設置の目的を達成するため次の事業を行うものでございます。道路利用者への休憩の場の提供に関する事、農林水産物等の地場特産品及び飲食物、その他物品を販売するための施設の提供に関する事。地域情報、観光情報及びイベント情報、その他情報の提供に関する事。地域の住民相互の交流の促進に関する事。災害発生時の被災者等の支援に関する事。前項各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために町長が必要と認める事業となっております。

第4条では、施設の構成を定めており、道の駅には次に掲げる施設、その他当該施設に付随するものを設けるものとしております。

地場特産品等販売施設、飲食提供施設及びイベント交流スペース、以上の施設は町が整備を行います。道路情報提供施設並びに公衆便所は国が整備いたします。駐車場は国と町が設置いたします。

第5条では、指定管理者による管理について。道の駅の管理は地方自治法第244条の2、第3項の規定により法人その他の団体であって、町長が指定するものに行わせることができるものとするものでございます。

第6条では、指定管理者の管理期間を定めております。

第7条では、開館時間等を定めており、道の駅の開館時間及び休館日は規則で定めるものとするものでございます。

第8条では、指定管理者が行う業務を定めております。

第9条では、利用者の許可等を定めており、道の駅の施設のうち、町が設置する地場特産品等販売施設、飲食提供施設、イベント交流スペースを専用して利用するものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないとするものでございます。

第10条から第13条では、専用利用について定めており、第10条では利用の不許可について、第11条では専用利用許可の取り消し等について、第12条では専用利用権の譲渡等禁止について、第13条では専用利用者が設置する特別の施設等を定めております。

第14条では、道の駅の入場の制限等を定めております。

第15条では、道の駅における行為禁止事項を定めております。

第16条では、道の駅の利用の禁止または制限を定めております。

第17条では、利用料金を定めており、専用利用者は指定管理者に対し利用料金を規則で定める期日までに支払わなければならない。利用料金は別表に定める額の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。利用料金は指定管理者の収入とするものでございます。

次ページの別表をごらんください。

地場特産品と販売施設利用については一月単位として、当該月の売上高に100分の15を乗じて得た額。ただし、地場特産品以外の販売に係る当該月の売上高については100分の30を乗じて得た額とするものでございます。

飲食提供施設の利用については一月単位として、当該月の売上高に100分の30を乗じて得た額とするものでございます。

イベント交流スペースの利用については1日単位として、当該日の売上高に100分の30を乗じて得た額とするものでございます。

第18条にお戻りください。ここでは、専用利用者の利用料金の減免を定めております。

また、第19条では利用料金の不還付を定めております。

第20条では、原状回復義務を定めております。

第21条では、損害賠償について定めております。

第22条は、委任について定めております。

附則においては、この条例は規則で定める日から施行すること。道の駅の管理を指定管理者に行わせるために必要な手続、その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができること。町長はこの条例の施行後、5年以内を目安として、経済情勢の推移等を勘案しつつ、別表に規定する利用料金の額を検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとするものといたしております。

以上、道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の内容についてご説明させていただきました。

本件は事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久議員 ちょっと2点ほど質問をしたいと思います。

まず、道の駅の名称募集をやっていましたが、これを道の駅みさきということで決定したのかどうかということと、それから、過日、副町長にちょっと言っておったんですが、最近、こういった道の駅のところに電気自動車等の充電設備、それと、今、大きく取りあげられております水素自動車の充填設備、そういうものがこれから必要となつてまいります。

そういうものは、ここの中の特別の設備等というところで包含されていくのかどうか、その点の確認だけしたいと思います。

○奥野学議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず、名称の件でございますけれども、今回、募集しておりますのは道の駅みさきの愛称の募集ということで、応募がございますので、また選定して発表していきたいと考えております。

それと、道路施設の中で電気自動車、これにつきましては、国の方針として電気自動車の供給するステーションを設置することを補助するとか、道の駅の中でも国が持っているスペースについても利用することが可能であるという基本的な方向が示されております。

ただし、水素ステーションについては、現在のところ、この設置というのは非常に高額であること、また、安全性の問題がございますので、基本的な方針が国のほうからまだ出ておりません。

したがいまして、今回の道の駅につきましては、補助金等を活用して、電気自動車の充電装置を設置したいと考えております。

○道工晴久議員 結構です。

○奥野学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております道の駅みさきの設置及び管理に関する条例を制定する件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 日程10、平成25年度成果報告・決算に関する説明及び日程11、議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件から日程22、議案第64号、平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件までの13件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、日程10、平成25年度成果報告・決算に関する説明及び日程11、議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件から日程22、議案第64号、平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件までの13件は一括議題にすることに決定しました。

これより、平成25年度成果報告・決算に関する説明を求めます。成果報告について、岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程10、平成25年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。そして、日程11、議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件から日程22、議案第64号、平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、一括提案申し上げます。

なお、平成25年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。

主要施策の成果につきまして、主要施策成果説明書をもとに、新たな事業や充実させて取り組んだ事業を中心として、各概要等についてご説明させていただきます。

我が国の景気の動向につきましては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の政策効果等によって過度な円高が是正され、景気は回復傾向にあるといわれるものの、消費税率が引き上げられた4月以降、駆け込み需要の反動減が見受けられております。

また、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中で、本町におきましても、過去に栄えた地域経済が火力発電所の休廃止などによって厳しい状況となり、少子高齢化が進展し、人口減少が続いております。

少子高齢化や人口減少の流れを踏まえ、国においては、平成25年秋から検討を進めていた新



たな国土のグランドデザインに関し、本年7月に「国土のグランドデザイン2050」を策定し、本格的な人口減少社会の到来に向けた新たな国土づくりの理念・考え方を示しております。

昨今、日本創生会議が公表した全国の市区町村における2040年の人口推計結果において、本町は、若い女性の人口が2010年に比べ50%以下になると推計されております。

岬町では人口減少が続いておりますが、これまで取り組んできた交流人口の拡大による地域経済の活性化や、定住者の確保に引き続き取り組むことにより、地域内での消費や人口の減少を少しでも食い止め、郷土愛で支え合うコミュニティづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後も国の動向を注視しながら、第二阪和国道の開通を見据えた関西国際空港を起点とする岬町への新たな人の流れの創出に向け、（仮称）道の駅みさきの整備、深日港の活性化、みなとオアシスみさきの本登録に向けた取り組みを進め、本年3月に発足した岬町観光協会のソフト事業とも連携して地域活性化に努めてまいりたいと考えております。

さて、私は、平成21年10月に町長に就任して以来、「温かみのある町政を進めること」、「徹底してまちの行財政を立て直すこと」、「岬町に生まれてよかった、岬町に移り住んでよかった、これからも住み続けたいまちを創造すること」を基本理念として、岬町が元気になるために職員と一丸となって町政運営を進めてまいりました。

行財政改革の基本方針を定めた第二次集中改革プランの3年目となる平成25年度の一般会計決算は、私が率先して懸案事項の解決に取り組む方向を示すとともに、組織力を駆使し、職員給与の減額など職員の協力を得ながら、全職員が一丸となって全力で行財政改革に取り組んだことにより、実質収支1億2,000万円となり、平成24年度に引き続き黒字決算とすることができ、子育て、教育、福祉の充実につながりました。

また、これまでの改革の成果として、私が就任した平成21年度当時と比較すると、普通会計の町債残高を94億9,000万円から73億6,000万円へと21億3,000万円減少させることができました。

さらに、普通会計で所管する財政調整基金等の基金残高につきましても、平成21年度当時の8億9,000万円から平成25年度末14億円となり、5億1,000万円増加させることができました。

詳しい収支状況は後ほど副町長から報告いたしますが、平成25年度の本町の財政状況については着実に改革の成果があらわれてきております。

今後とも住民の皆様の信託に応えつつ、行財政改革を推進することで、第4次総合計画の基本

目標である「豊かな自然 心かよう温もりのまち “みさき”」を目指す総合計画の実現に向けて取り組むとともに、今後の経済の動向に即応した機動的・弾力的な町政運営に努めてまいります。

それでは、平成25年度に実施いたしました施策の概要について、新規事業や拡充した事業を中心に、第4次岬町総合計画の六つの基本政策に沿って説明を申し上げます。

まず、基本政策1「みんなで進めるまちづくり」でございます。

この分野においては、宝くじを財源としたコミュニティ助成事業や人権相談事業の推進、岬ゆめ・みらい寄附金を活用したビーチバレーなどの地域活性化活動への補助金の交付のほか、新規事業といたしまして、16区集会所新築事業やふるさと応援事業に取り組みました。

新規事業のうち、16区集会所新築事業につきましては、老朽化が進む16区集会所を災害等発生時の避難所や地域のコミュニティ活動の拠点とするため新築工事を実施するもので、平成25年度は設計業務を行いました。

また、ふるさと応援事業では、より多くの方に岬町を応援していただくため、岬ゆめ・みらい寄附をいただいた方に対し、金額に応じて町の特産品を贈呈しました。

次に、基本政策2「一人ひとりの子どもが 親が輝き、文化を育むまちづくり」でございます。この分野においては、子育て環境の充実に向けて、子育て支援センターでの一時預かり事業や各小学校での放課後健全育成事業等に取り組むとともに、子どもの学習環境の充実のため、小学校耐震補強事業や中学校ICT環境整備事業に取り組みました。

まず、子育て環境の整備として、放課後児童健全育成事業では、対象学年をこれまでの小学校3年生から6年生へと大幅に引き上げることにより、保護者の皆様が安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組みました。

また、乳幼児医療助成事業では、入院助成対象をこれまでの小学校卒業年度から中学校卒業年度まで引き上げ、安心して医療サービスが受けられる環境を整えました。

このほかにも、子どもたちが安心して安全に教育を受けることができる環境を整備するため、深日小学校及び多奈川小学校の耐震工事を行うとともに、淡輪小学校既設の給食配膳用エレベーターや多奈川小学校の屋上防水・フェンス改修を行いました。

さらに、老朽化した小学校スクールバスの更新や岬中学校パソコン教室のコンピューターシステムの全面更新を行い、教育環境の充実を図りました。

次に、基本政策3「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。

この分野においては、地域における参加型サロンや見守り支え合い活動を支援する小地域ネッ

トワーク活動補助事業や障害福祉サービスの実施、健康ふれあいセンターの運営に取り組むとともに、予防接種事業や母子保健事業、がん検診の拡充を図りました。

また、新規事業として地域福祉計画の策定やシルバー人材事業団に対する活動補助事業に取り組みました。

住民の皆さんが健康で元気に暮らせる環境を整備するため、予防接種事業を拡充し、これまでの各種ワクチン接種に加え、新たに風疹と高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成を行いました。

母子保健事業では、フリー券の回数をこれまでより増やすことで公費助成を拡充し、妊婦の方の負担軽減を図りました。

また、高齢者の社会参加・生きがいつくりの支援の一環として、平成25年度に設立されたシルバー人材事業団に対し活動補助を行いました。

次に、基本政策4「新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくり」でございます。

この分野においては、就職困難者に対する相談事業やあっせんにより就労を支援する地域就労支援事業に取り組むとともに、関西国際空港からの新しい人の流れを創出するため、深日港活性化事業に取り組み、深日港フェスティバルを開催いたしました。

また、地域経済の活性化を図るため、深日漁港ふれあいフェスタなど商工会の活動に対する事業補助を拡充いたしました。

また、現在整備が進められている第二阪和国道の開通を見据え、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、(仮称)道の駅みさきの整備に取り組み、実施設計に着手するとともに、岬町のまちの魅力や特性を内外に発信し、まちのイメージアップを図るため、岬町マスコットキャラクター「みさっきー」と「みさきーちょ」を制作し、泉州地域の観光プロモーションと連携できるようにしました。

さらに、関西国際空港二期事業土砂採取地を多目的公園として整備し、本年3月1日に「いきいきパークみさき」としてオープンすることができました。

次に、基本政策5「豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

この分野においては、ごみ処理施設やし尿処理施設、分別収集したペットボトルやプラスチックごみの再資源化を行うリサイクル施設の運営や町内を結ぶ重要な交通手段である路線バス事業に対する補助を行いました。

新規事業といたしましては、消防の広域化による消防力の強化を図ることを目的として、泉佐野市以南3市3町で構成される泉州南消防組合が発足いたしました。

また、国の中央防災会議が示した東海・東南海・南海地震の被害想定を踏まえ、岬町地域防災

計画の見直しに着手するとともに、災害の未然防止と住民の皆さんの防災意識の高揚を図るため、全町民を対象とした総合防災訓練を実施いたしました。

次に、基本政策6「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」についてでございます。

この分野においては、外灯管理事業や老朽化した緑ヶ丘住宅の建替えに向けて取り組むとともに、町道岬番川線整備事業の拡充などに取り組みました。

新規事業といたしまして、町道西畑線整備事業及び町道畑線整備事業では、佐瀬川地区や淡輪南交差点付近の道路改良を行うことで通行の円滑化・安全性の確保に取り組むとともに、町道舗装修繕計画を策定し、既存道路の老朽化対策に向け、年次的な計画を策定いたしました。

また、町道畑山線から第二阪和国道淡輪ランプを結ぶ防災避難道路を整備するため、(仮称)町道海岸連絡線整備事業の測量・基本設計に着手いたしました。

以上、平成25年度における主要施策につきまして、新規事業や拡充事業を中心に各概要についてご説明申し上げます。

これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝するものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては、副町長から説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○奥野学議長 決算に関する説明について、副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは、各会計ごとの全般的な決算の概要についてご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成25年度決算説明資料の1ページをごらんください。

まず、会計別決算の状況でございます。一般会計につきましては、歳入決算額は6億2,503万1,000円、歳出決算額は6億1,455万4,000円、歳入歳出決算差引額1億3,047万7,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源9億6,800万9,000円を差し引いた結果、1億2,078万8,000円の黒字決算となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は7億5,100万8,000円となっており、平成25年度をもちまして、この特別会計を閉鎖したものでございます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は2億5,875万5,000円、歳出決算額は2億5,299万7,000円となっており、歳入歳出決算差引額5,761万4,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億4,480万5,000円、歳出決算額は2億3,927万6,000円となっており、歳入歳出決算差引額5,527万9,000

円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は5億5,589万9,000円、歳出決算額は5億5,587万6,000円、歳入歳出決算差引額2万3,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源2万3,000円を差し引いた結果、実質収支はゼロとなっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,271万9,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は17億5,693万4,000円、歳出決算額は17億2,882万4,000円となっており、歳入歳出決算差引額2,811万円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は2,013万1,000円、歳出決算額は1,559万3,000円となっており、歳入歳出決算差引額453万8,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は781万4,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入決算額は5,256万2,000円、歳出決算額は2,480万8,000円となっており、歳入歳出決算差引額2,775万4,000円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1億3,413万7,000円となっております。

続きまして、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億581万5,000円、収益的支出額は4億9,525万5,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた1,056万円が当年度純利益となっております。前年度繰越欠損金が876万1,000円となっておりますので、平成26年度未処理剰余金は179万9,000円でございます。また、資本的収入額は826万3,000円、資本的支出額は1億7,966万1,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,139万8,000円は過年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございます。一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして重複額や借換債を控除して算出されるものでご

ざいます。

本町におきましては、普通会計の範囲というものは一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものとなっております。

平成25年度普通会計の歳入総額は6億4,856万円、歳出総額は6億1,808万3,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越しすべき財源9,107万3,000円を差し引きました実質収支は3,940万4,000円の黒字決算となっております。

普通会計決算の歳入歳出の特徴につきまして、財政状況につきましては着実に改革の成果があらわれてきておりますので、その辺を十分説明させていただきます。

先ほど町長からの説明にもありましたように、財政状況について着実に改革の成果があらわれてきております。改革プランの3年目となります平成25年度決算は皆様方の協力もあり、引き続き黒字を確保することができました。

また、財政構造につきましても経常収支比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるもののいずれも改善の傾向にあり、これまでの改革の取り組みの成果が着実にあらわれてきております。

しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては安定的な財政運営に支障が生じるという厳しい財政状況となっております。

こうした環境のもとにおきましても、国の経済対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指して、本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に改革に取り組んでまいりました。

まず、経済環境を概観いたしますと、過度な円高が是正され、景気は回復傾向にあるといわれるものの、本町におきましては地価の下落が続いており、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい環境であることに変わりございません。

こうした中、平成25年度の歳入決算につきましては、地元鉄道会社との固定資産評価額をめぐる訴訟の終結に伴う精算等により、地方交付税は対前年度1億2,583万3,000円と大幅に増加いたしました。

また、小学校耐震補強事業や町営緑ヶ丘住宅建替えPFI事業等に伴い、地方債が対前年度3,147万8,000円、国庫支出金が対前年度1,955万5,000円といずれも増加しております。

一方、関西国際空港二期工事に伴う土砂採取跡地整備事業が平成24年度で終了したこと等に伴い、府支出金が2億9,685万6,000円と大幅に減少しております。

また、さきに述べました地元鉄道会社との固定資産評価額をめぐる訴訟関連経費として平成24年度に固定資産税過誤納返還金及び還付加算金を財政調整基金からの繰り入れで代用したことから、繰入金が対前年度1億1,432万5,000円減少いたしました。

町税につきましても、平成25年度から固定資産税に係る超過課税の引き下げの影響等により、対前年度7,879万2,000円減少いたしました。

一方、歳出決算につきましては、公債費が重く財政負担となっている現状を踏まえ、今後の財政運営を念頭に一部繰上償還を実施したことから、公債費が対前年度2,449万5,000円増加いたしました。

また、急速な高齢化を背景に、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加等により、繰出金が対前年度925万5,000円増加しております。

一方、歳入決算で述べましたように、平成24年度をもって関西国際空港二期工事に係る土砂採取跡地整備事業が終了したこと等に伴い、普通建設事業費が対前年度2億1,551万円と大幅に減少したこととあわせまして、固定資産評価額をめぐる訴訟関連経費として固定資産税過誤納返還金の減少等により、補助費等が対前年度1億8,190万1,000円減少いたしました。

人件費につきましても、退職手当の減少等により、対前年度1,069万9,000円減少しております。

決算剰余金につきましては、今後の財政運営に資するため財政調整基金への積み立てを実施いたしました。

以上のように、厳しい環境のもとでの財政運営となりましたが、実質収支は平成24年度に比べ改善が図られたところでございます。

続きまして、3ページをごらんください。財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましてご説明いたします。

歳入経常一般財源は固定資産税に係る超過税率の引き下げの影響などにより町税は減少したものの、地元鉄道会社との固定資産評価額をめぐる訴訟の終結に伴う精算により普通地方交付税が大幅に増加したことで全体で前年度から増加いたしました。

一方、経常経費充当一般財源は消防広域化に伴う一部事務組合に対する負担金の減少などにより補助費等や公債費がいずれも減少したものの、戸籍電算化事業の増加などに伴い物件費や人件費がいずれも増加したことで、全体で前年度から増加いたしました。

この結果、経常経費充当一般財源の増加幅以上に経常一般財源が増加したことで経常収支比率は対前年度比0.3ポイント減少の95.7%と改善されましたが、依然として高い水準で推移

いたしておるところでございます。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成25年度末現在高は臨時財政対策債などの新規地方債の発行がありましたものの、それを上回る元金の償還を行ったために、前年度から5億2,761万円減少いたしまして、73億6,335万3,000円となっております。また、特別会計を加えた平成25年度末現在高は138億9,710万円で、前年度から8億560万5,000円減少しております。地方債現在高は減少傾向でございます。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の平成25年度末現在高は14億416万7,000円となっており、前年度から8,857万8,000円の増加をしております。主な要因といたしましては、多奈川地区多目的公園管理基金が前年度から5,058万4,000円、財政調整基金が前年から3,015万7,000円といずれも増加しております。また、特別会計所管の基金を加えた平成25年度末現在高は23億3,245万4,000円で、前年度から1億2,600万2,000円増加しております。基金現在高は、これも増加傾向にあります。

最後に、健全化比率等の状況でございますが、平成25年度決算に基づく実質公債費比率、3カ年平均は18.8%、将来負担比率につきましては126.4%になっており、いずれも改善傾向にあるものの、依然として高い水準になっております。

なお、一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率、水道事業、下水道事業、漁業集落排水事業などの公営企業をもとに算定する資金不足比率につきましてはいずれも生じておりません。

このように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができました。これは固定資産税の超過課税の効果や、これまでの改革の取り組みに対する効果が着実にあらわれてきた結果でございます。しかし、先ほど申し上げましたように、財政を取り巻く環境は国の経済政策の効果等により改善の兆しは見られるものの、依然として厳しい状況であることは変わりございません。

こうした状況ではございますが、平成23年度から「豊かな自然・心かよう温もりのまち“みさき”」の実現を目指して、第4次総合計画が既にスタートしております。

今後も、自立できる行財政改革を目指し、田代町長のもと職員一丸となり、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の基本目標の実現に向けて努めてまいりたいというように考えております。

以上が、平成25年度の各会計の概要でございます。説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしく



ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○奥野学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のありました決算認定、本、12議案については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程11、議案第53号、平成25年度岬町一般会計決算認定の件から日程22、議案第64号、平成25年度岬町水道事業会計決算認定の件までの12件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、本、12件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野学議長 お諮りします。日程23、報告第5号、平成25年度岬町健全化判断比率報告の件から日程26、報告第8号、平成25年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野学議長 異議なしと認めます。

よって、日程23、報告第5号、平成25年度岬町健全化判断比率報告の件から日程26、報告第8号、平成25年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本、4件について報告を求めます。

報告第5号について、財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程23、報告第5号、平成25年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

この地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政の健全性に関する比率の公表制度を設けるなど、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としまして平成19年に成立した法律でございます。

この法律の特徴は4点あり、普通会計でなく、公営企業、公社、第三セクターまでを対象とすること。単年度フローだけでなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入すること。財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手すること。公営企業についても財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に企業の財政指標の公表と経営健全化のための制度を設けることでございます。

それでは、平成25年度決算におけます各指標の比率について報告させていただきます。

まず、一般会計等を対象とした実質赤字比率の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率は生じておりません。なお、実質赤字比率の早期健全化基準は15%ということになっております。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいますが、連結実質赤字比率についても現在生じておりません。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%となっております。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。平成25年度におきましては、実質公債費比率は18.8%となっており、前年度の19.9%から1.1ポイント減少しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%となっております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来に負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。前の三つの指標は、ある一定期間のフロー指標であるのに対しまして、この将来負担比率は、ある時点でのストック指標となっております。平成25年度につきましては、126.4%となっており、前年度の147.6%から21.2%減少しております。なお、将来負担比率の健全化基準は、350%となっております。

なお、監査委員から付されました審査意見書におきましては、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいとされております。

また、各指標の比率の積算の基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などをもとにしております。地方財政状況調査につきましては、大阪府を通じて総務省へ提出され、現在、国で検収を行っているところでございます。

したがって、国からの修正等の指示に伴い、今回、報告させていただきました各比率に変更が生じる場合がございます。改めて報告させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○奥野学議長 報告第6号及び報告第7号について、都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 日程24、報告第6号、平成25年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成25年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金不足の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告第6号は以上でございます。

続きまして、日程25、報告第7号、平成25年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成25年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金不足の額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告第7号は以上でございます。

○奥野学議長 報告第8号について、水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程26、報告第8号、平成25年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件についてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町水道事業会計におきましては、平成25年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

報告第8号は以上でございます。

○奥野学議長 これより本、4件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程23、報告第5号、平成25年度岬町健全化判断比率報告の件から日程26、報告第8号、平成25年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件までの4件の報告を終わります。

---

○奥野学議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく申し上げます。

なお、次の会議は9月25日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時42分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年9月3日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 原 伸 晃